

職員の処分の公表について

市は、5月11日付けで、以下のとおり市職員の処分を行ったので公表します。

1 懲戒処分

無免許運転（免許失効）

1 被処分者の所属等	市民協働部市民相談課 主事 27歳 男性
2 処分内容	戒告
3 処分理由	<p>被処分者は、令和8年4月27日に市の免許証確認調査で運転免許証の確認を行った際に、運転免許証が令和8年3月1日で失効していたことが判明した。</p> <p>公務では、令和8年3月7日に1回、25日に2回の計3回運転を行い、私用では、令和8年4月27日までの57日間で約12回の合計15回運転を行った。</p> <p>本件行為は、市に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるため、処分するもの。</p> <p>なお、失効に気づいた後は運転しておらず、4月28日に運転免許センターで更新手続きを行った。また、失効期間中に交通事故は起こしていない。</p>
4 処分年月日	令和8年5月11日
5 その他	<p>当該職員の管理監督責任を問うため、同日付けで次の処分とした。</p> <p>※兼務名称等省略</p> <p>(1) 市民相談課副主幹（当時 所属長） 文書注意</p>

2 市長コメント

このたびは、全体の奉仕者である公務員としてあるまじき行為であり、市民の皆様の信頼を大きく損ねる事態を招いたことについて、心からお詫び申し上げます。

市といたしましては、職員の非違行為に対して厳正に対処してまいりましたが、今後さらに服務規律の遵守と綱紀粛正を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市長室職員課 電話046-235-4502